

## 尼崎市国民健康保険事業に係る郵送物等の広告掲載基準

制定 平成 20 年 10 月 22 日

一部改正 平成 22 年 2 月 23 日

一部改正 平成 24 年 2 月 29 日

一部改正 平成 24 年 4 月 1 日

一部改正 平成 28 年 4 月 1 日

一部改正 平成 30 年 2 月 27 日

一部改正 令和 2 年 3 月 6 日

一部改正 令和 5 年 4 月 1 日

一部改正 令和 7 年 1 月 20 日

### (趣旨)

第 1 条 この基準は、尼崎市広告掲載要綱（平成 19 年 11 月 7 日制定。以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、尼崎市国民健康保険事業に係る郵送物等（以下「郵送物」という。）への広告掲載に関し、必要な基準を定めるものとする。

### (郵送物の種類)

第 2 条 広告を掲載する郵送物の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民健康保険料決定通知書発送用封筒
- (2) 国民健康保険料督促状発送用封筒
- (3) 国民健康保険資格確認書発送用封筒
- (4) 尼崎市国民健康保険事業に関する書類等を発送する封筒
- (5) その他広報印刷物で、市長が必要と認めるもの。

### (広告の規格及び掲載位置)

第 3 条 広告の規格及び掲載位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告枠は、前条の第 1 号から第 4 号の郵送物については、縦 6 cm × 横 8 cm の 1 枠、第 5 号の郵送物については、その仕様に応じて別途指定する。
- (2) 広告掲載位置は、前条の第 1 号から第 4 号の郵送物については、封筒裏面、第 5 号については、別途指定する位置とする。
- (3) 表示の色は、第 2 条の第 1 号から第 4 号の郵送物については、単色、第 5 号の郵送物については、カラーを含む。

(郵送物の使用期間等)

第4条 郵送物の使用期間等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告を掲載した封筒の使用期間は、第6条第4号に規定する契約を締結した日以後の4月1日から1年間とする。ただし、期間の途中で作成した枚数をすべて使用したときは、この限りでない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、広告を掲載した封筒を使用期間終了後も使用できるものとする。
- (3) 納付義務者数によっては、作成した封筒をすべて使用しない場合もあるので、市長は募集の際にその旨を明示する。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載仕様書に記載する希望最低価格については、発送予定枚数に1円を乗じた金額に100分の50を乗じた金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の範囲内とする。
- (2) 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式7）及び見積書を保健局健康増進担当国保年金管理担当に提出するものとする。
- (3) 募集期間を過ぎても広告掲載を希望する者がいる場合は、市長は、事業者等に個別に広告掲載についての働きかけをすることができる。

(広告主の選定)

第6条 広告主の選定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告主の選定は、前条第2号により提出された見積書に記載された見積価格によるものとし、希望最低価格以上のもののうち、最高の価格による申込者を広告主として決定する。
- (2) 前号の場合において、最高の価格の申込者が二人以上あるときは、くじで定める。
- (3) 広告主の選定終了後、市長は広告事業実施要領（以下「要領」という。）に定める広告掲載可否通知（様式9-1または様式9-2）により、すみやかに広告掲載の可否を申込者に通知するものとする。
- (4) 広告主の決定を受けた者は、市長が指定する期日までに、要領に定める広告契約書（様式2）又は承諾書（様式3）により市と契約を締結しなければならない。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告主の決定を受けた者が、見積書に記載した価格とする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、市長が発行する納付書により、市長が定める支払期限までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第9条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに起因しない都合により広告が掲載できなくなった場合は、この限りではない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、基準を運用するために必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この基準は、平成20年10月22日から施行する。

付則

この基準は、平成22年2月23日から施行する。

付則

この基準は、平成24年2月29日から施行する。

付則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この基準は、平成30年2月27日から施行する。

付則

この基準は、令和2年3月6日から施行する。

付則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この基準は、令和7年1月20日から施行する。